

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成29年 6月 21日

和歌山県知事 殿



提出者 セイカ株式会社
住所 和歌山市南汀丁8番地
氏名 代表取締役社長 竹田 純久
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 (073) 433-2191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、23年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	セイカ株式会社 海南工場
事業場の所在地	海南市藤白758-73
事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・その他の有機化学工業製品製造業 [業種コード: 1639]
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,690t	全処理委託量	590t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	138t	優良認定処理業者への 処理委託量	590t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	962t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	直接及び自ら中間処理した後の量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	783	④ 783	⑥ 147	⑨	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑫のうち再生利用 業者への処理委託量	⑬のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
②+③自ら再生利用を行った量	147	⑤	⑦ 636	⑩のうち熱回収 を行った量	⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑭のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑮のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑤自ら熱回収を行った量	636						
⑦自ら中間処理により減量した量	636						
⑧自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	147						
⑩全処理委託量							
⑪優良認定処理業者への処理委託量							
⑫再生利用業者への処理委託量							
⑬熱回収認定業者への処理委託量							
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
⑮不要物等発生量	783	③	②	⑧ 147	⑩のうち中間処理した後 自ら再生利用した量	⑪のうち中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑯のうち中間処理した後 自ら中間処理した後 自ら再生利用した量
⑯有償物量							

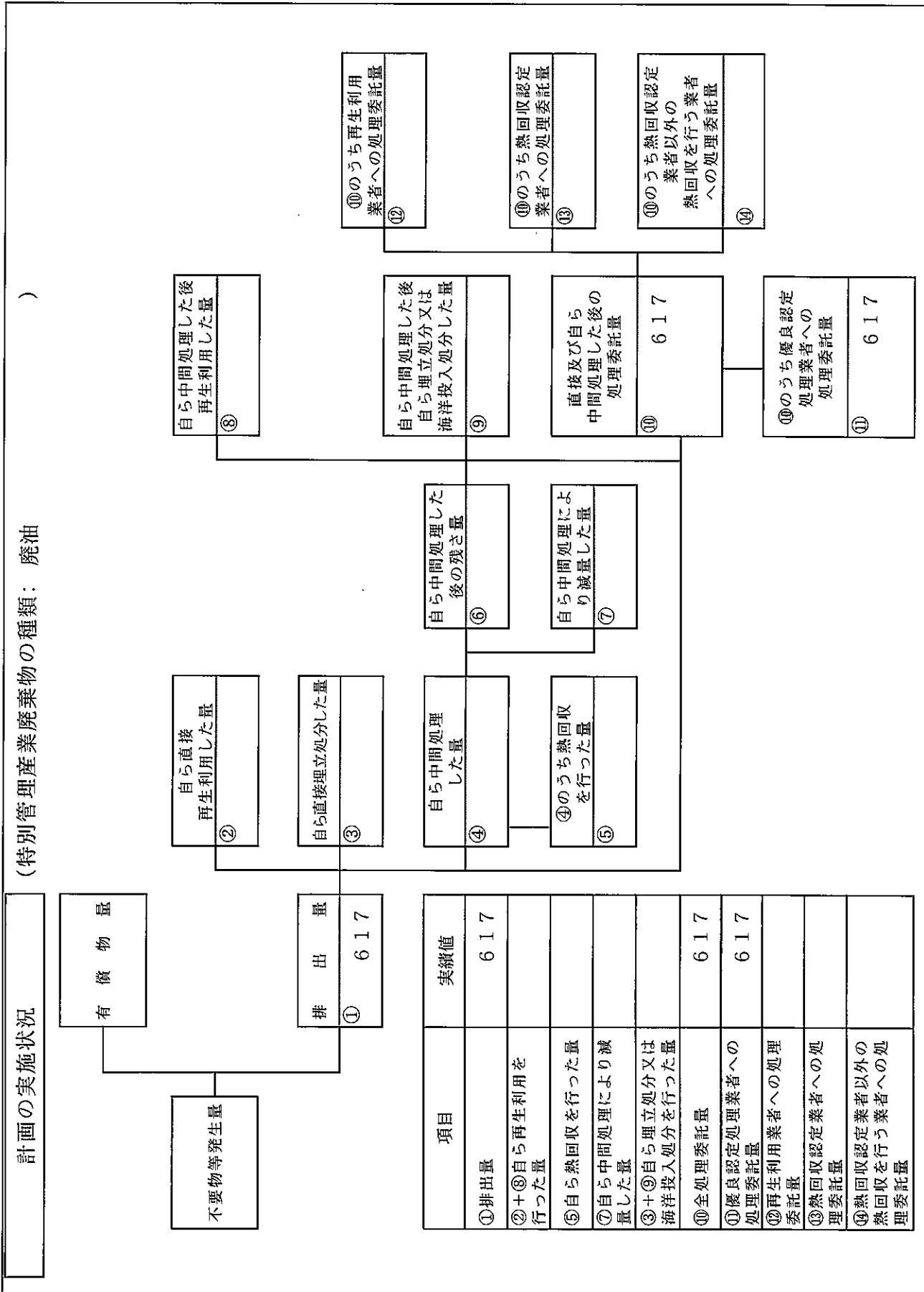
(第2回)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：廃油)

1

1



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。